

日進市自治基本条例 施行10周年!

皆さんは、「日進市自治基本条例」を知っていますか?市民の皆さんが「住みやすい」、「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを… そんな思いを実現するために本市では、平成19年10月にまちづくりの基本ルールを定めた「日進市自治基本条例」を施行しました。

自治基本条例の概要

自治基本条例は、前文と本文で構成されています。前文では、市民と市議会議員、市の執行機関が、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくという条例の目指すべき姿が述べられています。本文では、市民の権利、市民、市議会、市長の役割と責務、市民参加と協働、市政運営に関する仕組み、常設型住民投票について規定しています。

条例の
本文などは
こちらから

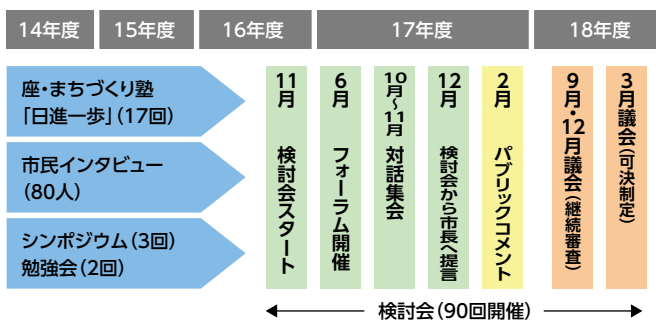


自治基本条例ができるまで

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方分権が進み自治体は自己決定、自己責任が問われるようになり、住民が自主的に地域の課題や行政に関わりを持つようになってきました。

このような背景の中、日進市でも自分たちのまちを自分たちで育てていくためのルール(自治基本条例)を定め、「市民主体の自治」の実現を目指すことになりました。

自治基本条例の制定にあたっては、座・まちづくり塾「日進一歩」や、市民インタビュー、90回以上の検討会を通じて、延べ1,000人以上の市民の皆さんによる議論を重ねてきました。



自治基本条例の大切なテーマ

自治基本条例の大切なテーマは、「市民参加」と「市民自治活動」の推進。「市民主体の自治」を実現するために、この2つのテーマに取り組んでいくことが重要です。

市民参加

市の意思形成それぞれの過程において、市民が自主的に関わることをいいます。

市民自治活動

市民が、住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

自治基本条例を身近なものとして感じていただくために

- 自治基本条例の理念が普段の生活にも関係している、「自分ごと」なんだと感じていただけるよう、自治基本条例の大切なテーマである「市民参加」と「市民自治活動」について、普段の生活でもあるような身近な出来事を交えたストーリーの4コママンガを作成しました。

※広報にっしん2017年10月号から2018年3月号までの全6回にわたり掲載

- マンガのストーリーづくりにあたっては、市民活動団体「場リスタNext」、名城大学都市情報学部昇秀樹教授及びそのゼミ生の皆さんにご協力いただきました。

- マンガの作画は、市内在住のデザイナー鈴木優子さん(くすちゃん)です。



場リスタNextさん



名城大学都市情報学部のゼミ生の皆さん